

公 告

次のとおり企画競争について公告します。

令和4年2月4日

全国健康保険協会奈良支部
支部長 河田 光央

1 企画競争に付する事項

令和4年度 事業者健診結果取得勧奨業務委託

2 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 全国健康保険協会会計細則第30条及び第31条の規定に該当しない者であること
- (2) 令和元年、令和2、3年度厚生労働省競争参加資格(全省庁統一参加資格)「役務の提供等」のいずれかの等級に格付けされ、近畿地域の競争参加資格を有する者であること。また、落札後に上記資格の令和4・5・6年度版の写しを提出できる者であること。
- (3) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。
- (4) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。
- (5) 当該案件を確実に履行できると認められる者であること。
- (6) 全国健康保険協会から業務等に関し競争参加資格停止措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 厚生年金保険・全国健康保険協会管掌健康保険又は船員保険の適用を受けている者であっては、直近1年間について保険料に未納がない者、健康保険組合等の適用を受けている者にあっては、直近1年間について厚生年金保険料に未納がない者であること。また、厚生年金保険の適用を受けない場合は、事業主が直近1年間について国民年金の未加入及び国民年金保険料の未納がない者であること。
- (8) 損害賠償請求を全国健康保険協会から受けていない者であること。
- (9) プライバシーマーク、ISO/IEC27001、JISQ27001 認証のいずれかを取得している者又はそれに準ずる資格を有すると認められる者であること。
- (10) 契約締結日から起算して、前2年以内に手形交換所による取引停止処分を受けていないこと又は前6ヶ月以内に手形若しくは小切手の不渡り事故を出していないこと。
- (11) 会社更生法(平成14年法律第154号)上の更生手続開始の申立てをした者にあっては契約締結日までに同法に基づく裁判所による更生手続開始決定がなされていること。
- (12) 民事再生法(平成11年法律第225号)上の再生手続開始の申立てをした者にあっては、契約締結日までに同法に基づく裁判所による再生手続開始決定がなされていること。
- (13) 個人情報の管理は、「個人情報の保護に関する法律」(平成15年法律第57号)等関連法令の遵守を徹底していること。
- (14) 支援体制、連絡体制(緊急時含む)を整えること。

- (15) 全国健康保険協会の予算は、厚生労働大臣の認可を受けることとされているため、認可を受けられないときは、履行期間等の変更又は契約不成立があり得ることを了承する者であること。
- (16) 契約の履行等に関して問題のあった事業者については、競争参加資格停止措置をとる場合がある。競争参加資格停止措置を行った場合は、停止期間中、当該事業者の名称、所在地、停止期間及び停止理由を全国健康保険協会ホームページ上に公表することを了承する者であること。

3 契約候補者の選定

「企画競争説明書」、「仕様書」等に基づき提出された企画書等について評価を行い、契約候補者一者を選定する。

4 企画競争説明書、仕様書等を交付する場所

場所 〒630-8535 奈良市大宮町7-1-33 奈良センタービル4階
全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：小宅
電話 0742-30-3702（直通） FAX：0742-30-3671

5 仕様書に対する質問の受付及び回答

質問は、下記により FAX（A4、様式自由）にて受け付ける。

- (1) 受付先 全国健康保険協会奈良支部 企画総務グループ 担当：宮田
電話：0742-30-3706 FAX：0742-30-3670
- (2) 受付期間 令和4年2月22日（火）の17時まで
- (3) 回答 令和4年2月24日（木）の17時までに電話またはFAXにて行う。

6 企画書等の提出期限等

- (1) 提出期限 令和4年2月28日（月）17時 必着
- (2) 提出場所 上記4と同じ
- (3) 提出方法 直接持参又は郵送とする。

7 企画書の無効

本公告に示した企画競争参加資格を満たさない者、その他の競争参加の条件に違反した者の企画書等は、無効とする。

8 その他

詳細は、「企画競争説明書」、「仕様書」等による。

以上